

国手当の種類について

名称	支給対象	支給制限	支給月額 (負担割合)	支給日
特別障害者手当	おおむね身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A～A の 2 程度で、かつそれらが重複している方または、これらと同程度の疾患、精神障害の方で日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方	①施設に入所している方 ②入院している方 * 受給資格のある方が3ヶ月以上入院すると資格喪失となります ③本人及び配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えているとき * 市福祉手当との重複支給は受けられません。	26,080円 〔国 3/4 市 1/4〕	
経過措置福祉手当	昭和 61 年 3 月末日現在、改訂前の在宅重度障害者福祉手当（国の手当）受給資格の認定を受けている方で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれも支給されない 20 歳以上の方 * 制度改正に伴う経過的なもので新規に認定されることはありません。	①施設に入所している方 ②障害を事由とする公的年金の給付を受けている方 ③本人及び配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えているとき * 市福祉手当との重複支給は受けられません。	14,180円 〔国 3/4 市 1/4〕	5 月、8 月 1 月、2 月 各月 10 日（土日祝の場合、その前日）に前 3 カ月分を支給
障害児福祉手当	心身に次のいずれかの障害があり、日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の児童 ①身体障害者手帳 1 級または 2 級の一部、療育手帳 A または、A の 1 の一部 ②重度の精神障害、内部疾患、血液疾患などを有する方	①施設に入所している方 ②障害を事由とする公的年金の給付を受けている方 ③本人及び配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えているとき * 市福祉手当との重複支給は受けられません。	14,180円 〔国 3/4 市 1/4〕	
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を監督している父母または養育者の方 ①身体障害者手帳 1 級～3 級、4 級の一部の児童または療育手帳 A～A の 2 または B の 1 の一部 ②精神障害、内部疾患などで介護を必要とする児童	①施設に入所している方 ②障害を事由とする公的年金の給付を受けている方 ③父母または養育者の方の所得が限度額を超えているとき * 市福祉手当と重複支給を受けられません。	重度障害児（1 級） 50,050円 中度障害児（2 級） 33,330円 〔国 10/10〕	8 月、11 月、4 月 各月 11 日（土日祝の場合、その前日）に前 4 カ月分を支給月

※この表の支給制限欄の「施設に入所している方」の施設とは、次の各号の施設をいいます。

- ① 児童福祉法に規定する「児童福祉施設」
- ② 障害者総合支援法に規定する「障害者支援施設」
- ③ 老人福祉法に規定する「老人福祉施設」
- ④ 介護保険法に規定する「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」並びに「介護療養型医療施設」
- ⑤ その他前各号に掲げる以外の法令等により公費負担を伴う施設